

青森県立高等学校専攻科修学支援金実施要綱

(趣旨)

第1 県は、教育に係る経済的負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、県立高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、青森県立高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)を支給することとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等専攻科 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第58条第2項に定めるものをいう。
- (2) 県立高等学校専攻科 法第58条第2項に定めるもののうち、青森県が設置する高等学校の専攻科をいう。
- (3) 保護者等 生徒に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法(明治29年法律第89号)第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。)がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒(当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者(当該生徒が成年年齢に達する日以前の日において当該生徒の保護者であった者(当該生徒の父母であれば、その両名)を含む。))とする。

(受給資格)

第3 専攻科支援金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 県立高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に在学する者
- (3) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (4) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合は、過去に在学していた高等学校等専攻科の在学期間に現在の高等学校等専攻科の修業年限を乗じて過去の高等学校等専攻科の修業年限で除した月数(端数切捨て)を現在の高等学校等専攻科の修業年限から差し引いた月数。)を超えない者
- (5) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者

イ 保護者等の道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を合算した額が
85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から支給の対象としない。

- (1) 退学・停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

（専攻科支援金の支給額）

第4 専攻科支援金の額は、次表のとおりとする。

区分	支給額（月額）
ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者	9,900円
イ 保護者等の道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を合算した額が85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）	4,950円

（専攻科支援金の申請及び認定）

第5 専攻科支援金の支給を受けようとする生徒（以下「受給資格認定申請者」という。）は、青森県立高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書（第1号様式）に保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在学する県立高等学校の長へ申請しなければならない。

2 県立高等学校の長は、青森県立高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請者一覧（第2号様式）及び青森県立高等学校専攻科修学支援金個人対象要件証明書（第3号様式（1）又は（2））を作成の上、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）へ提出し、その認定を受けなければならない。

3 県立高等学校の長は、前項の規定による認定結果について、書面（認定の場合には第4号様式及び第5号様式、不認定の場合には第6号様式）により、受給資格認定申請者へ通知しなければならない。

（支給額の変更）

第6 県立高等学校の長は、第5の規定により教育長の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の専攻科支援金の支給額が変更となるときは、青森県立高等学校専攻科修学支援金の額変更届（第7号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その審査を受けなければならない。

2 県立高等学校の長は、前項の規定による審査結果について、書面（第8号様式）により、受給権者へ通知しなければならない。

(支給期間)

第7 専攻科支援金の支給期間は、第3第1項の各号のいずれにも該当することとなったときから高等学校等専攻科に在学した期間を通算して24月（過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合は、過去に在学していた高等学校等専攻科の在学期間に現在の高等学校等専攻科の修業年限を乗じて過去の高等学校等専攻科の修業年限で除した月数（端数切捨て）を現在の高等学校等専攻科の修業年限から差し引いた月数）までとする。

(専攻科支援金の支給方法)

第8 専攻科支援金は、受給権者に対して支給する。

- 2 専攻科支援金の支給は、受給権者が第5第1項の申請をした日（次項において「申請日」という。）の属する月（受給権者がその月の初日において、高等学校等専攻科に在学していないときはその翌月）から始め、専攻科支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 3 受給権者がやむを得ない理由により第5第1項の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がなくなった後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(受給資格の消滅)

- 第9 県立高等学校の長は、受給権者の受給資格が消滅したときは、青森県立高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅者一覧（第9号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その審査を受けなければならない。ただし、受給資格が消滅する事由が第3第2項各号のいずれかに該当する場合は、青森県立高等学校専攻科修学支援金個人対象要件証明書（第3号様式（1））を添えて提出し、その審査を受けなければならない。
- 2 県立高等学校の長は、前項の規定による審査結果について、書面（第10号様式）により当該生徒へ通知しなければならない。

(代理受領等)

第10 県教育委員会は、受給権者に代わって専攻科支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(収入状況の届出)

- 第11 受給権者（専攻科支援金の支給が停止されている者を除く。）は、毎年度、教育長が別に定める日までに、課税証明書等を添付して青森県立高等学校専攻科修学支援金収入状況届出書（第1号様式）に県立高等学校の長へ提出しなければならない。
- 2 県立高等学校の長は、青森県立高等学校専攻科修学支援金個人対象要件証明書（第3号様式（1）又は（2））及び青森県立高等学校専攻科修学支援金収入状況届出者一覧（第11号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その審査を受けなければならない。
 - 3 県立高等学校の長は、前項の規定による審査結果について、書面（認定の場合には第

5号様式、受給資格の消滅の場合には第10号様式)により受給権者等へ通知しなければならない。

(支給の一時差止め)

- 第12 教育長は、受給権者が正当な理由がなく第11第1項の規定による届出をしないとき又は3か月未満の停学の処分を受けたときは、専攻科支援金の支給を一時差し止める。
- 2 県立高等学校の長は、前項の規定による支給の一時差止めについて、書面(第12号様式)により受給権者へ通知しなければならない。

(受給の停止)

- 第13 受給権者が専攻科支援金の受給を停止するときは、青森県立高等学校専攻科修学支援金受給停止申出書(第13号様式)を県立高等学校の長へ提出しなければならない。
- 2 県立高等学校の長は、青森県立高等学校専攻科修学支援金支給停止申出者一覧(第14号様式)を作成の上、教育長へ提出し、その審査を受けなければならない。
- 3 県立高等学校の長は、前項の規定による審査結果について、書面(第15号様式)により受給権者へ通知しなければならない。

(受給の再開)

- 第14 受給を停止した受給権者が再度専攻科支援金を受給する場合は、青森県立高等学校専攻科修学支援金受給再開申出書(第16号様式)に青森県立高等学校専攻科修学支援金収入状況届出書(第1号様式)を添付して、県立高等学校の長へ提出しなければならない。ただし、第11第1項の規定に基づき、当該届出書を提出している場合は、これを添付することを要しない。
- 2 県立高等学校の長は、青森県立高等学校専攻科修学支援金支給再開申出者一覧(第17号様式)を作成の上、教育長へ提出し、その審査を受けなければならない。
- 3 県立高等学校の長は、前項の規定による審査結果について、書面(第18号様式)により受給権者へ通知しなければならない。

(その他)

- 第15 この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

年 月 日

殿

青森県立高等学校専攻科修学支援金

受給資格認定申請書（初回時）

青森県立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、県の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
生徒が在学する学校の名称			

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等専攻科を修了した者
- ・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合は、過去に在学していた高等学校等専攻科の在学期間に現在の高等学校等専攻科の修業年限を乗じて過去の高等学校等専攻科の修業年限で除した月数（端数切捨て）を現在の高等学校等専攻科の修業年限から差し引いた月数。）を超えた者（ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校専攻科の在学期間	学校名 立 (修業年限： 年)	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名 立 (修業年限： 年)	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 専攻科支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
---	--------------------------	--

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

専攻科支援金を授業料に充てるとともに、専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

専攻科支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、県が行う高等学校の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください
- ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。
- ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑤特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請に当たっては、原則として、道府県民税所得割の額及び市町村民税の所得割の額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続の途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合は、過去に在学していた高等学校等専攻科の在学期間に現在の高等学校等専攻科の修業年限を乗じて過去の高等学校等専攻科の修業年限で除した月数(端数切捨て)を現在の高等学校等専攻科の修業年限から差し引いた月数。)を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないとき又は3か月未満の停学の処分を受けたときは、専攻科支援金の支給を一時差止めになりますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。